第４回支部長会

開催日　令和６年１月２３日（火）
場　所　オークラアクトシティホテル浜松

【議　題】

「理事会決議事項」

(1) 慶弔細則の一部変更について　＜総務部＞　（資料１） P1

「報告事項」

(1) 令和６年度主要行事日程について　＜総務部＞　（資料２） P6
(2) 令和７年度主要行事日程について　＜総務部＞　（資料３） P11
(3) 研修受講義務未達成者に対する表彰取扱いについて　＜総務部＞　（資料４） P14
(4) 標準支部災害対策本部規程に関する規程の一部変更について　＜総務部＞　（資料５） P20
(5) 令和６年新年賀詞交歓会について　＜総務部＞　（資料６） P23
(6) 令和７年新年賀詞交歓会の開催地について　＜総務部＞　（資料７） P71
(7) 令和５年秋の叙勲・褒章受章者について　＜総務部＞　（資料８） P72
(8) 令和６年能登半島地震の被災税理士会への見舞金の出捐について　＜総務部＞　（資料９） P75
(9) 令和６年能登半島地震の被災会員に対する義援金の募集について　＜総務部＞　（資料 10） P79
(10) 会費滞納者の現況報告について　＜財務部＞　（資料 11） P82
(11) 電子取引における証憑書類の電磁的記録の保存方法に関する事務処理要領の制定について　＜財務部＞　（資料 12） P93
(12) 「税理士記念日」名刺広告企画について　＜広報部＞　（資料 13） P98
(13) 日本税理士会連合会「学生向け特設ページ」開設について　＜広報部＞　（資料 14） P113
(14) 令和５年度対外広報企画の周知について　＜広報部＞　（資料 15） P115
(15) 第７回税理士実態調査（日税連主催）の事前周知について　＜税理士制度部＞　（資料 16） P118
(16) 令和５年度税務支援対策費の支出について　＜税務支援対策部＞　（資料 17） P119
(17) 令和５年分所得税・消費税確定申告期税務相談の手引きの改訂について　＜税務支援対策部＞　（資料 18） P124
(18) 令和５年度税務支援独自事業企画について　＜税務支援対策部＞　（資料 19） P163
(19) 研修受講義務免除審査について　＜研修部＞　（資料 20） P169
(20) 研修受講事績について　＜研修部＞　（資料 21） P173
(21) 令和５年度研修受講達成率について　＜研修部＞　（資料 22） P175
(22) 令和４年度及び令和５年度の研修受講記録の送付について　＜研修部＞　（資料 23） P177
(23) 令和５年度の研修受講記録の送付について　＜研修部＞　（資料 24） P182
(24) 地方公共団体に対する外部監査人・監査委員、審理員・第三者機関委員への選任要請活動及び成年後見制度利用促進基本計画に係る協議会並びに中核機関への税理士会の参画について　＜公益活動対策部＞　（資料 25） P189
(25) 日本公証人連合会の遺言、任意後見等の制度普及に関する広報活動への協力について　＜公益活動対策部＞　（資料 26） P196
(26) 人権擁護委員候補者の募集等に関する広報への協力について　＜公益活動対策部＞　（資料 27） P200
(27) 地域金融機関等との金融懇話会の開催日程について　＜中小企業支援対策部＞　（資料 28） P205
(28) 税理士の業務のデジタルフォーラム開催報告について　＜デジタル・システム部＞　（資料 29） P206
(29) 男女共同参画推進協議会の開催結果について　＜男女共同参画室＞　（資料 30） P219
(30) 都市圏と地方圏が連携・融合した会務運営のための意見交換会について　（資料 31） P230
(31) その他

［政治連盟報告事項］
［協同組合報告事項］

（東海税理士会 ひな形）

インボイス発行事業者の「２割特例」適用にかかる確認書

令和　　年　　月　　日

東海税理士会 ○○支部　会場責任者様

私は令和○年○月○日～令和○年○月○日課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成を依頼するにあたり、（別紙）インボイス発行事業者の「２割特例」適用可否フローチャートを参照し、下記のとおり確認しました。

↓　いずれかに「✓」を入れてください。

□	**２割特例を適用可能**	□	**２割特例を適用することはできない**

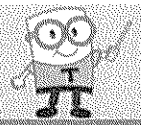
適用可能の場合

□	**２割特例を適用する**	□	**２割特例を適用しない** （課税取引金額計算書等の作成が必要です）

↓　下記の事項を確認いただきましたら「✓」を入れてください。

□	**上記の選択結果に起因する相違による税額等の不利益については、従事税理士に一切の責任を求めません。**

納　税　地	
（フリガナ） 屋　　号	
（フリガナ） 氏　　名	
電 話 番 号	



インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート

令和５年分の申告用
（個人事業者用）

２割特例とは？

２割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。（令和5年分(登録日～12月)から令和8年分の申告まで適用可能です。）

START

令和5年末までにインボイス発行事業者の登録を受けている。

NO → **2割特例を適用することはできません**
※免税事業者の方は消費税の申告義務はありません。

YES

届出状況

「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことにより、令和5年9月30日以前から課税事業者となっていない。

NO → **2割特例を適用することはできません**

- 一般課税による申告(インボイスの保存が必要)。
- 簡易課税による申告(簡易課税制度選択届出書の提出が必要※。仕入れに係る消費税額について実額計算不要)。

※ 免税事業者の方が令和5年中にインボイス発行事業者の登録を受けた場合、令和5年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、簡易課税による申告が可能となります。

YES

基準となる売上げの状況

次の金額がいずれも1,000万円以下
- 基準期間(令和3年分)の課税売上高
- 特定期間(令和4年1月から6月)の課税売上高※

※ 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます

NO → **2割特例を適用することはできません**

- 一般課税による申告(インボイスの保存が必要)。
- 簡易課税による申告(簡易課税制度選択届出書の提出が必要※。仕入れに係る消費税額について実額計算不要)。

※ 免税事業者の方が令和5年中にインボイス発行事業者の登録を受けた場合、令和5年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、簡易課税による申告が可能となります。

YES

そのほかの要件

- 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により課税期間を短縮していない。
- そのほか、相続、高額な資産を仕入れた場合など2割特例を適用できない場合※に該当しない。

※ 具体的にはインボイスQA問115《2割特例の適用ができない課税期間①》をご参照ください

NO → **2割特例を適用することはできません**

- 一般課税による申告(インボイスの保存が必要)。
- 簡易課税による申告(簡易課税制度選択届出書の提出が必要※。仕入れに係る消費税額について実額計算不要)。

※ 免税事業者の方が令和5年中にインボイス発行事業者の登録を受けた場合、令和5年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、簡易課税による申告が可能となります。

YES → **2割特例を適用可能**

事前に届出等の必要なく、申告書に「○」をつけるだけ。
仕入に係る消費税額について実額計算不要。